

令和4年11月21日

## 懲戒処分の公表について

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会  
会長 吉村 真行

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会は、令和4年11月21日付けにて、定款第13条の規定に基づき、不動産鑑定士甲に対する懲戒処分を決定したので、情報公開規程第7条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

### 記

1. 懲戒処分の種類 定款によって会員に与えられた権利の停止（3ヶ月）

2. 懲戒処分の理由

甲が、国発注の土地評価業務において、当該業務の受注者である補償コンサルタント業者に対して、不動産取引価格情報提供制度による事例資料（以下「事例データ」という。）を提供した行為は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び不動産取引価格情報提供制度による事例資料の管理・閲覧・利用に関する規程（以下「閲覧データ規程」という。）に違反する。

よって、甲は倫理規程等に違反するものと判断した。

なお、有責と認められる事項については以下のとおり。

- (1) 事例データに含まれる個人情報は、「不動産取引のアンケート」において、その提供者に対し、個人情報保護法第15条第1項に従い、その利用目的及び共同利用の範囲を特定・明示した上で収集している。よって、甲が事例データを承諾なく第三者に提供した行為は、個人情報保護法第23条1項に違反している。（倫理規程第2条に抵触）
- (2) 事例データの第三者提供を実行した甲は、閲覧データ規程第5条（守秘義務）、第33条（交換・譲渡の禁止）に違反している。（倫理規程第2条に抵触）
- (3) (1)のとおり、甲の行為は、個人情報保護法に抵触することから閲覧データ規程第4条（関係法令等の遵守）に違反している。（倫理規程第2条に抵触）
- (4) 甲は、事例データの取り扱いの記録を怠っており、これは閲覧データ規程第

16条（保管に関する安全管理規定）に違反している。（倫理規程第2条に抵触）

- (5) 鑑定評価業務の基盤を為す取引事例閲覧制度の維持のためには、取引当事者（事例の提供者本人）が安心して情報提供を行える盤石なセキュリティ体制及び不動産鑑定業界への信頼を維持する不断の努力が不可欠であるが、この度の甲が事例データを不正に第三者に提供し、法令及び各種規程に違反した事実は、本制度の安全性及び信頼性を揺るがせかねない重大な違反行為である。（定款第13条第1項第3号相当）

※個人情報保護法及び閲覧データ規程は、本事案発生時（平成30年）のものを参照・適用している。

以 上